

静岡県立大学草薙キャンパスに設置する飲料用自動販売機の設置者の公募について
(令和7年度～9年度)

令和6年11月11日

静岡県立大学法人理事長 今井 康之

1 概要

- ・令和7年4月1日以降に静岡県立大学草薙キャンパスに設置する、飲料用自動販売機の設置者を公募します。
- ・詳しくは「静岡県立大学草薙キャンパス飲料用自動販売機設置者募集要項(公募)」を御覧ください。
- ・必ず上記募集要項を御一読いただき、承知の上お申込みください。

2 契約期間

- ・契約期間は令和7年4月1日から令和10年3月31日までの3年間です。
- ・契約期間は誠実に遵守してください。
- ・契約期間満了時において、契約の更新をせず、賃貸借期間の延長も行いません。

3 応募資格要件

次の要件を全て満たす者に限り公募に参加することができます。

- (1) 静岡県における物品購入等及び一般業務委託に係る競争入札参加資格を有している者において「営業種目62食料品」を登録している者
- (2) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てが成されている(更生手続開始の決定を受けている者を除く。)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき更生手続開始の申立てが成されている者(再生手続開始の決定を受けている者を除く。)でないこと。
- (3) 静岡県内に本店、支店、営業所又は事業所を有する者
- (4) 募集公告の日から設置者決定までの間、静岡県から入札参加停止措置を受けていないこと。
- (5) 静岡県内において、過去2カ年の間に、静岡県、国又は他の地方公共団体等の庁舎又は学校施設等に、種類及び規模をほぼ同じくする自動販売機を設置した実績があること(飲料メーカーについて販売部門が別会社となっている場合は、当該別会社にその実績があること。)
- (6) 静岡県内において、過去5カ年の間に、静岡県、国又は他の地方公共団体等の庁舎又は学校施設等における飲料用自動販売機の設置にかかる入札若しくは見積合わせに参加した結果、設置者として決定した場合において、当該契約の締結又は履行を妨げ、若しくは正当な理由なく当該契約を履行しなかったことがないこと。

4 公募する自動販売機の種類

飲料用自動販売機(タバコ、酒類、ノンアルコールビール・カクテル等を除く。)

5 公募対象物件

- ・公募対象は3物件、20台です。

- ・公募条件、設置場所等は「募集物件説明書」を御確認ください。

6 申込先、申込期間、申込方法

- ・申込先：静岡県立大学事務局総務部施設室 〒422-8526 静岡市駿河区谷田52-1
- ・申込期間：令和6年11月11日（月）～令和6年12月10日（火）必着
- ・申込方法：郵送又は持参により申し込んでください。郵送の場合は、書留郵便により「自動販売機設置者応募申込書」と明記してください。

7 申込受付後のスケジュール（予定）

- ・令和6年12月17日：契約予定者決定、通知
- ・令和7年12月下旬：契約締結
- ・令和7年4月1日～：自動販売機設置

8 提出書類等

- ・公募に参加される方は、「静岡県立大学草薙キャンパス飲料用自動販売機設置者募集要項（公募）」を御確認いただき、熟知のうえ、参加してください。
- ・提出していただく書類は、「静岡県立大学草薙キャンパス飲料用自動販売機設置者募集要項（公募）」の所定様式を御利用ください。
- ・提出していただく書類の作成は、手書き記入で構いませんが、電子ファイルが必要な場合は、照会窓口まで御連絡ください。

9 設置者の決定

- ・物件の申込価格は、年額の貸付料（税抜価格）です。
- ・物件ごと定めた予定価格以上で、最高の金額で申込みを行った方を設置者に決定します。
- ・設置者には、貸付料とは別に、電気料の実費を負担いただきます。また、自動販売機の設置に伴い必要となる各メーター類等も設置者の負担において設置いただきます。
- ・法人と設置者とは「定期建物賃貸借契約」を締結します。

10 照会窓口

静岡県立大学事務局総務部施設室
〒422-8526 静岡市駿河区谷田52-1
電話番号 054-264-5105

静岡県立大学草薙キャンパス飲料用自動販売機設置者募集要項（公募）

静岡県立大学草薙キャンパスにおける飲料用自動販売機設置者（以下「設置者」という。）の募集に参加される方は、この募集要項を承知のうえ、お申込みください。

1 募集事項及び物件

- (1) 募集事項 飲料用自動販売機等（以下「自動販売機」という。）を設置するための静岡県立大学法人（以下「法人」という。）財産の賃貸借（貸付期間の延長、更新なし）
- (2) 募集物件 別添募集物件説明書記載のとおり

2 参加資格要件

次の要件を全て満たす者に限り公募に参加することができます。

- (1) 静岡県における物品購入等及び一般業務委託に係る競争入札参加資格を有している者において「営業種目62食料品」を登録している者
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てが成されている（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき更生手続開始の申立てが成されている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (3) 静岡県内に本店、支店、営業所又は事業所を有する者
- (4) 募集公告の日から設置者決定までの間、静岡県から入札参加停止措置を受けていないこと。
- (5) 静岡県内において、過去2カ年の間に静岡県、国又は他の地方公共団体等の庁舎又は学校施設等に、種類及び規模をほぼ同じくする自動販売機を設置した実績があること（飲料メーカーについて販売部門が別会社となっている場合は、当該別会社にその実績があること。）。
- (6) 静岡県内において、過去5カ年の間に、静岡県、国又は他の地方公共団体等の庁舎又は学校施設等における飲料用自動販売機の設置にかかる入札若しくは見積合わせに参加した結果、設置者として決定した場合において、当該契約の締結又は履行を妨げ、若しくは正当な理由なく当該契約を履行しなかったことがないこと。

3 募集条件

(1) 貸付料等

ア 貸付期間

貸付期間は、物件ごと募集物件説明書記載のとおりとします。ただし、法人が公用又は公共用に供するために必要が生じたとき、設置者（借受者）が貸付条件に違反したとき、その他法人が必要と認めるときは、貸付契約を解除することがあります。

イ 契約保証金

法人が認めた場合、契約保証金を免除します。

ウ 貸付料

年額貸付料について募集します。

物件ごと設置者として決定したものの申込金額（税抜額）に消費税を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって年額貸付料とします。なお、税法の改正により消費税等の税率が変動した場合には、改正以降における消費税等相当額は変動後の税率により計算します。

ただし、屋外に設置する場合は、設置者として決定したものの申込金額をもって年額貸付料とします。

なお、貸付料は、法人が発行する納入通知書により、法人が指定する期日までに全額納付してください。

エ 光熱水費及びその他必要経費

光熱水費、自動販売機の設置及び撤去に要する工事費、移転費等の一切の費用は、設置者の負担とします。なお、設置者は自動販売機の設置にあたって、電気料等を算定するための子メーターを設置者の負担で設置し、貸付料とは別に法人が算定した電気料等を法人が指定する期日までに納入していただきます。

オ 貸付面積

貸付面積は、募集物件説明書記載のとおりとします。また、自動販売機及び3（4）イに定める使用済み容器の回収ボックスは、募集物件ごとに指定した場所に、貸付面積を超えない範囲で設置してください。また、必要に応じて転倒防止対策も併せて行ってください。

カ 環境配慮

自動販売機の設置に当たっては、なるべく省エネルギー、ノンフロン対応等の環境負荷に配慮した機種を設置に努めてください。

(2) 販売価格

ア 飲料（缶・ペットボトル・紙コップ）の販売価格は、原則としてメーカーが定める自動販売機推奨価格から20円値引した額としてください。

イ 食品の販売価格は、標準小売価格を上回らない価格とし、設置者において決定するものとします。

(3) 使用上の制限

ア 貸付契約書の貸付条件を遵守し、貸付料等を定められた納期限までに確実に納めてください。

イ 自動販売機を設置する権利を第三者に譲渡又は転貸することはできません。

ウ 自動販売機を設置及び管理運営に必要な一切の業務を第三者に委託することはできません。

エ 販売品の搬入、廃棄物の搬出時間及び経路については、法人の指示に従ってください。

オ 販売品目は、物件ごとに募集物件説明書記載のとおり（缶・ペットボトル又は紙コップの清涼飲料水、パンやお菓子・カップラーメン等）とし、酒類の販売は禁止します。

(4) 維持管理責任

ア 商品補充、金銭管理など自動販売機の維持管理については、設置者が責任をもって行ってください。なお、盗難等により商品及び自動販売機が汚損又は毀損したときは、設置者の負担により速やかに復旧するとともに、設置者の損害について法人の責めに帰することが明らかな場合を除き、法人はその責めを負いません。また、商品の賞味期限等に注意するとともに、在庫・補充管理を適切に行ってください。

イ 使用済容器の回収ボックスは、販売する飲料の容器の種類に応じたものを設置し、設置者の責任で適切に回収、リサイクルしてください。

ウ 衛生管理及び感染症対策については、関係法令等を遵守するとともに、関係機関等への届出、検査等が必要な場合は、遅滞なく手続き等を行ってください。

エ 自動販売機の故障、問合せ及び苦情等については、設置者の責任において対応してください。また、自動販売機に故障時等の連絡先を明記してください。

(5) 原状回復等

設置者は、貸付期間が満了し、又は契約が解除された場合には、速やかに原状回復してください。また、設置者は、法人に対し、原状回復に要した費用、自動販売機の設定に伴い支出した費用、その他一切の費用について、補償を請求することはできません。

4 申込手続き

(1) 申込方法及び申込期間等

申込みは、郵送又は持参によるものとし、電話、ファックス、インターネットによる受付は行いません。申込先及び申込期間は募集物件説明書記載のとおりとします。なお、郵送の場合は、書留とし、かつ「自動販売機設置者応募申込書」と明記してください。申込書の提出は、申込期間内必着とします。

(2) 提出書類（各1部）

次の書類を物件ごとに提出してください。

ア 応募申込書（様式第1号）

イ 競争入札参加資格審査結果通知書の写し

ウ 支店長等入札参加資格者以外の者が参加する場合は、入札参加資格者の委任状の写し

エ 誓約書（様式第2号）

オ 販売品目一覧（様式第3号）

カ 設置を希望する自動販売機及び容器回収ボックスの仕様が記載された書類の写し（寸法、消費電力等が確認できるもの）

キ 2(5)に係る実績を確認できる書類（様式任意）

※ イ、ウ、エ及びキは、複数の物件に申し込む場合は、一つの物件の申込書に添付し、他の物件の申込書には添付を省略することができます。

※ キについて飲料メーカーと販売部門が別会社となっている場合は、飲料メーカーが静岡県内の販売について販売の委託契約をしている旨の契約書等の写しを添付してください。

(3) 申込書等の書換えの禁止

参加申込者は、いったん提出した応募申込書等の書き換え、引き換え又は撤回をすることはできません。

(4) 申込みの無効

次のいずれかに該当する場合は、申込みは無効となります。

- ア 応募資格の無い者が行った応募申込み
- イ 応募申込みに関し不正な行為を行った応募申込み
- ウ 応募申込書等の氏名、印鑑その他主要な部分に誤脱又は判読不能なものがある応募申込み
- エ 記名押印を欠く応募申込み
- オ 応募申込書等（添付書類を含む）に虚偽の記載を行った応募申込み
- カ 応募申込者が同一物件について複数の応募申込みを行ったときは、その全部の応募申込み
- キ 申込期間までに応募申込みがなかったもの
- ク 申込に関し、法人の担当職員の指示に従わなかった者の応募申込み
- ケ 前各号に掲げるものの他、この「募集要項」に規定する募集に関する条項に違反した者の応募申込み

(5) その他

- ア 応募申込書及び資料の作成及び申込みに係る費用は、応募申込者の負担とします。
- イ 申込期限後における応募申込書又は書類の差し替え及び再提出は認めません。
- ウ 提出された応募申込書及び書類は、返却しません。
- エ 提出された応募申込書及び書類は、公表しません。
- オ 応募申込書及び書類に用いる言語は日本語とします。

5 設置者の決定

- (1) 募集物件ごとに提出された書類の審査を行い、「2 参加資格要件」に定める資格を全て満たしている者で、販売品目の内容が適当であると認めた者を選定対象者とします。
- (2) 選定対象者のうち、法人が定めた予定価格以上で、最高の金額で申込みを行った者を設置者とします。ただし、契約数の上限を定める条件を付した募集物件においては、この限りではありません。なお、最高の金額で入札を行ったものが2名以上ある場合は、当該参加者の立会いのもと、くじにより選定します。
- (3) 各申込み者の申込金額が法人の定めた予定価格に達しなかった場合は、再度募集を行い、設置者を選定する場合があります。
- (4) 申込者数等の状況、設置者名及び契約金額について、ホームページ等において公表を予定していますので、あらかじめご了承ください。

6 契約書の作成の要否

定期建物賃貸借契約を締結します。契約期間の更新及び延長は行いません。

7 その他

- (1) 設置者に決定した方は、別途法人が定める期日までに、下記の書類を提出してください。
 - ア 法人財産貸付申込書（法人指定様式）
 - イ 設置場所への自動販売機及び使用済み容器回収ボックスの配置図
 - ウ その他参考となる資料
- (2) 参加申込者は、この募集要項、募集物件説明書及び契約書案を熟読し、承知の上で申し込んでください。
- (3) 契約手続等において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (4) 本件についての問合せは、静岡県立大学事務局総務部施設室（電話番号 054-264-5105）に照会してください。

様式第1号

応募申込書

静岡県公立大学法人理事長 様

申込者 住所
氏名
電話

印

静岡県立大学草薙キャンパスにおける飲料用自動販売機設置者の募集について、募集要項及び募集物件説明書の条件等を承知の上、下記のとおり申し込みます。

1 設置希望場所

物件番号

2 申込価格（消費税・地方消費税を抜いた金額を記載してください。）

千万	百万	十万	万	千	百	十	円

※上記申込価格の内訳

設置場所	申込価格
	¥ —
	¥ —
	¥ —
	¥ —
	¥ —
	¥ —
	¥ —
	¥ —
	¥ —
	¥ —
	¥ —

- ※1 物件番号は募集物件説明書に記載された物件番号（1・2・3）のいずれかを記入してください。
- ※2 申込価格は年額とし、税抜価格を記入してください。申込価格に消費税を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって年額貸付料とします。なお、税法の改正により消費税等の税率が変動した場合には、改正以降における消費税等相当額は変動後の税率により計算します。
- ※3 申込価格に光熱水費は含みません。
- ※4 申込価格は算用数字で記入し、初めの文字の頭に「¥」を記入してください。
- ※5 この応募申込書は、募集番号ごとに記入し、必要書類を添付してください。

誓約書

静岡県公立大学法人理事長 様

申込者 住所
氏名
電話

印

私は、静岡県立大学草薙キャンパスにおける飲料用自動販売機設置者の応募申込みに当たり、次の事項を誓約します。

- 1 応募申込書の提出に際し、静岡県立大学草薙キャンパス飲料用自動販売機設置者募集要項の各項について十分理解し、承知の上で申し込みます。
- 2 静岡県立大学草薙キャンパス飲料用自動販売機設置者募集要項「2 参加資格要件」に定める必要な資格を有します。
- 3 この誓約が虚偽であり又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申立てません。

販売品目一覧

募集番号		設置場所	
------	--	------	--

申込者 氏名 _____

メーカー名	商品名	規格 (内容量)	容器の種類	標準小売価格 (税込)円	販売価格 (税込)円	備考
(記載例1) 〇〇飲料(株)	〇〇〇〇 コーヒー	350ml	缶	120円	〇〇円	ホット及びコールド対応
(記載例2) 〇〇飲料(株)	〇〇〇茶	350ml	缶	120円	△△円	ホット 10月～3月

- (注1) 設置場所ごとに、現段階で、公募している自販機で販売することを予定している商品を記載してください（シーズンで入れ替えを予定している場合は、その商品も含めて記載し、販売時期を記載してください。）。
- (注2) 商品名は具体的に記載するとともに、容器の種類欄には、「缶、ペット、紙コップ等」の別を記載してください。
- (注3) 実際に販売する商品の種別については、契約当事者間で具体的に協議させていただくことがあります。

任意様式

飲料用自動販売機設置業務実績

静岡県公立大学法人理事長 様

申込者 住所
氏名
電話

印

静岡県立大学草薙キャンパス飲料用自動販売機設置者募集要項「2応募資格要件(5)」に定める自動販売機設置実績は以下のとおりです。

契約相手	設置施設名	設置場所	設置期間
(記入例) 静岡県公立大学法人	静岡県立大学 草薙キャンパス	一般教育棟1階	R4.4.1~R7.3.31

(注1) 過去2ヵ年の間で有する契約の実績を記入してください。

(注2) この様式は任意です。契約書等で当該実績が確認できる場合は、その写しでも構いません。

静岡県立大学草薙キャンパス飲料用自動販売機設置者募集要項 募集物件説明書

1 事業名称

静岡県立大学草薙キャンパス飲料用自動販売機設置事業

2 募集物件

物件	番号	設置場所	貸付面積		販売品目	売上実績(本数)	災害対応機
1	①	はばたき棟地下1階	自販機・回収ボックス	2㎡程度	清涼飲料水 (缶・ペット)	3,300	
	②	はばたき棟2階右側	自販機・回収ボックス	2㎡程度	清涼飲料水 (缶・ペット)	7,000	
	③	一般教育棟3階	自販機・回収ボックス	1㎡程度	清涼飲料水 (缶・ペット)	新規設置のため、実績なし	
	④	国際関係学部棟1階	自販機・回収ボックス	2㎡程度	清涼飲料水 (缶・ペット)	5,000	
	⑤	食品栄養学部棟2階	自販機・回収ボックス	2㎡程度	清涼飲料水 (缶・ペット)	販売品目変更のため、実績なし	
	⑥	薬学部棟1階	自販機・回収ボックス	2㎡程度	清涼飲料水 (缶・ペット)	新規設置のため、実績なし	
	⑦	看護学部棟2階	自販機・回収ボックス	1㎡程度	清涼飲料水 (缶・ペット)	6,900	
	⑧	食品栄養科学部棟南屋外 (屋外トイレ東側)	自販機・回収ボックス	1㎡程度	清涼飲料水 (缶・ペット)	4,300	
2	⑨	体育館入口	自販機・回収ボックス	1㎡程度	清涼飲料水 (缶・ペット)	3,800	
	⑩	はばたき棟2階左側	自販機・回収ボックス	2㎡程度	清涼飲料水 (紙コップ)	5,200	
	⑪	一般教育棟1階	自販機・回収ボックス	1㎡程度	清涼飲料水 (缶・ペット)	9,800	
	⑫	一般教育棟2階	自販機・回収ボックス	2㎡程度	食品 (パン又はお菓子又はカップラーメン)	2,900	
	⑬	国際関係学部棟2階	自販機・回収ボックス	2㎡程度	清涼飲料水 (缶・ペット)	3,600	
	⑭	経営情報学部棟1階	自販機・回収ボックス	2㎡程度	清涼飲料水 (缶・ペット)	6,400	
	⑮	食品栄養学部棟1階	自販機・回収ボックス	2㎡程度	清涼飲料水 (缶・ペット)	6,600	
	⑯	薬学部棟2階	自販機・回収ボックス	2㎡程度	食品 (パン又はお菓子又はカップラーメン)	3,500 (6,400)	
	⑰	薬学部棟3階	自販機・回収ボックス	2㎡程度	清涼飲料水 (缶・ペット)	販売品目変更のため、実績なし	
	⑱	学生ホール1階右側	自販機・回収ボックス	2㎡程度	清涼飲料水 (缶・ペット)	6,800	
	⑲	学生ホール1階左側	自販機・回収ボックス	2㎡程度	清涼飲料水 (紙コップ)	4,300	
3	⑳	看護学部棟4階	自販機・回収ボックス	1㎡程度	清涼飲料水 (缶・ペット・健康食品)	6,000	○

(注1) 設置場所によっては、商品の補充やメンテナンスの際の扉の開閉等に支障がある場合もあるので、応募前に確認してください。

(注2) 「清涼飲料水」はジュース、コーヒー、茶、水、牛乳等とします(タバコ、酒類、ノンアルコールビール、カクテル等を除く。)

(注3) 設置場所ごと使用済み容器回収ボックスを1台以上設置し、週1回以上回収することとします。屋外に設置する容器回収ボックスは強風対策を行ってください。

(注4) 薬学部棟3階の()の売上実績については、食品栄養科学部棟の自動販売機(令和6年度撤去)売上を含んだものです。

(注5) 災害対応機の欄に○が記載されている物件については、災害対応機(停電時においても機内の商品を取り出可能な機器)を設置してください。

3 所在地・貸付期間

(1) 所在地 静岡市駿河区谷田52番1号

(2) 貸付期間 令和7年4月1日～令和10年3月31日

4 申込先及び申込期間

(1) 申込先

住 所 〒422-8526 静岡市駿河区谷田52-1

名 称 静岡県立大学事務局総務部施設室

電話番号 054-264-5105

(2) 申込期間

・郵送の場合: 令和6年11月11日～令和6年12月10日(必着)

※書留で「自動販売機設置者応募申込書」と明記してください

・持参の場合: 令和6年11月11日～令和6年12月10日(必着)

受付時間 午前8時30分～正午、午後1時～午後5時

※土曜、日曜、祝日を除く

5 設置者の決定

(1) 決定時期 令和6年12月17日(火)(予定)

(2) 通知方法 応募者選定結果を郵送により通知

6 施設利用時間及び利用者

(1) 開講日と開講時間

月曜日～金曜日 午前9時～午後5時50分

※土曜日、日曜日、祝日及び8月13日～15日、年末年始(12月29日～1月3日)は休業

※8月中旬～9月中旬は夏季休業、3月下旬～4月上旬は春季休業(教職員は勤務有)

(2) 学生及び教職員の概数(令和7年4月1日時点見込)

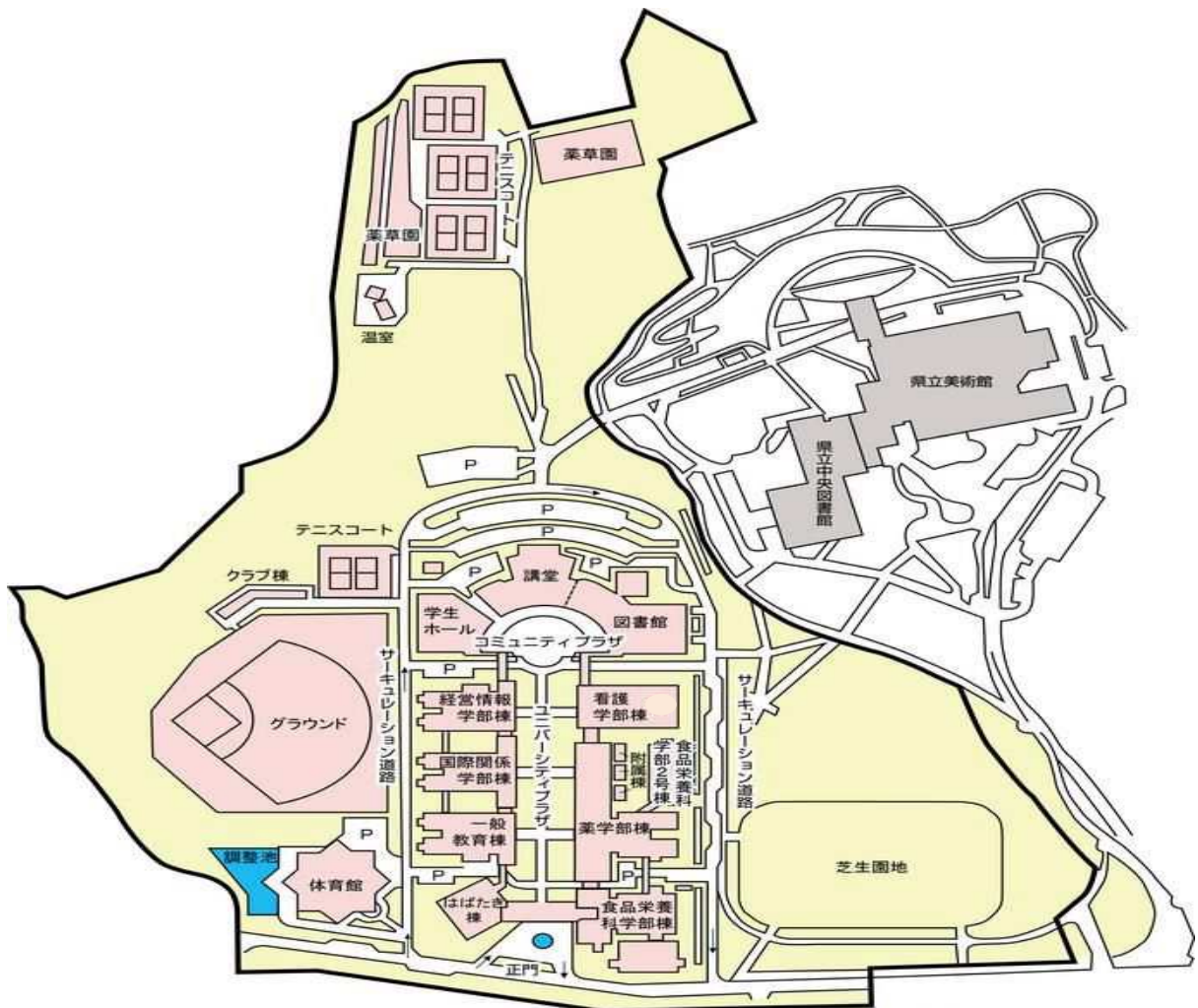
・学 生 約3,300人

・教職員 約400人

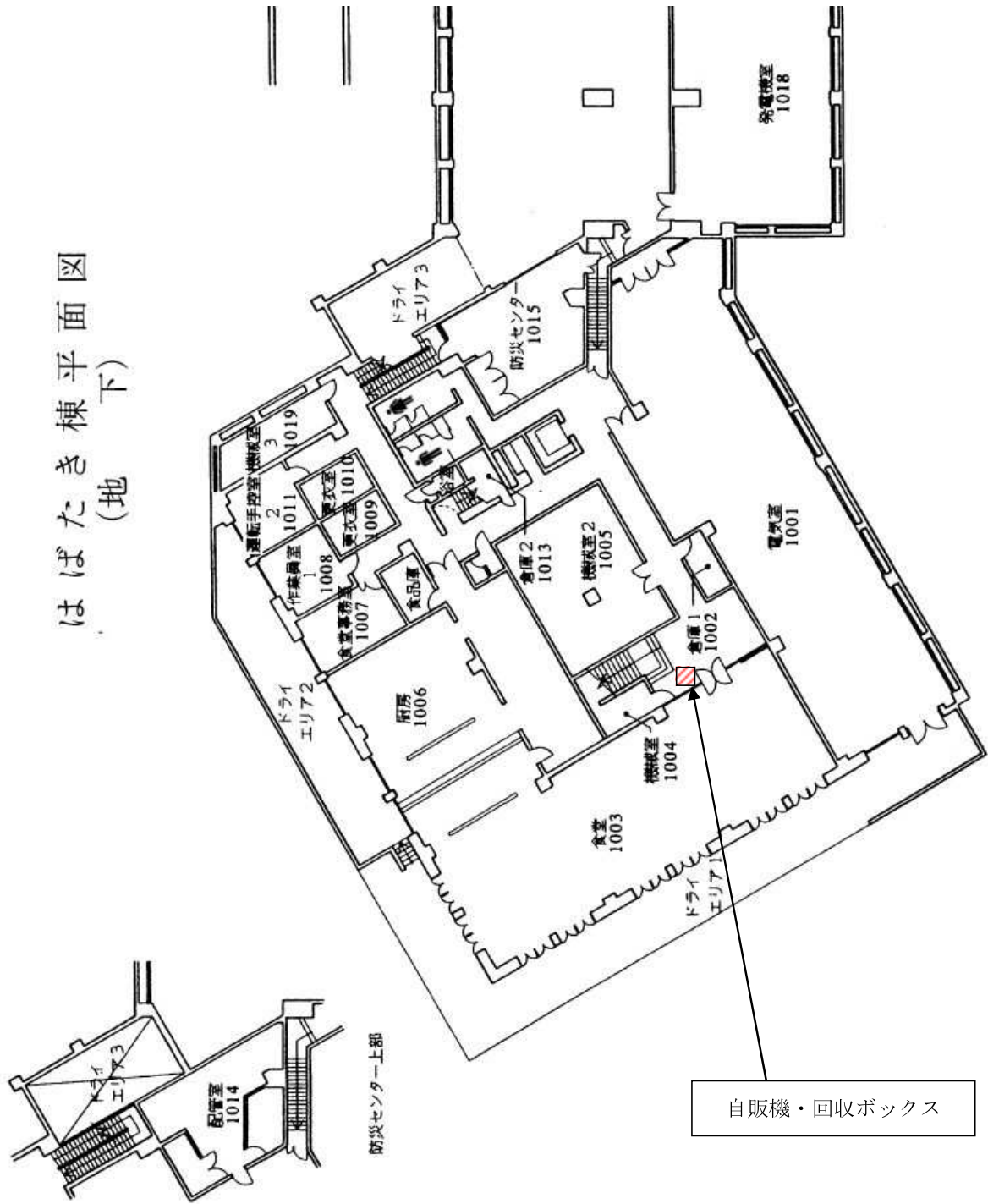
※このほか、関係業者、非常勤講師等が来学します。

※休業日であっても検定試験、採用試験等の会場となる場合は、学外者の利用があります。

静岡県立大学草薙キャンパス位置図

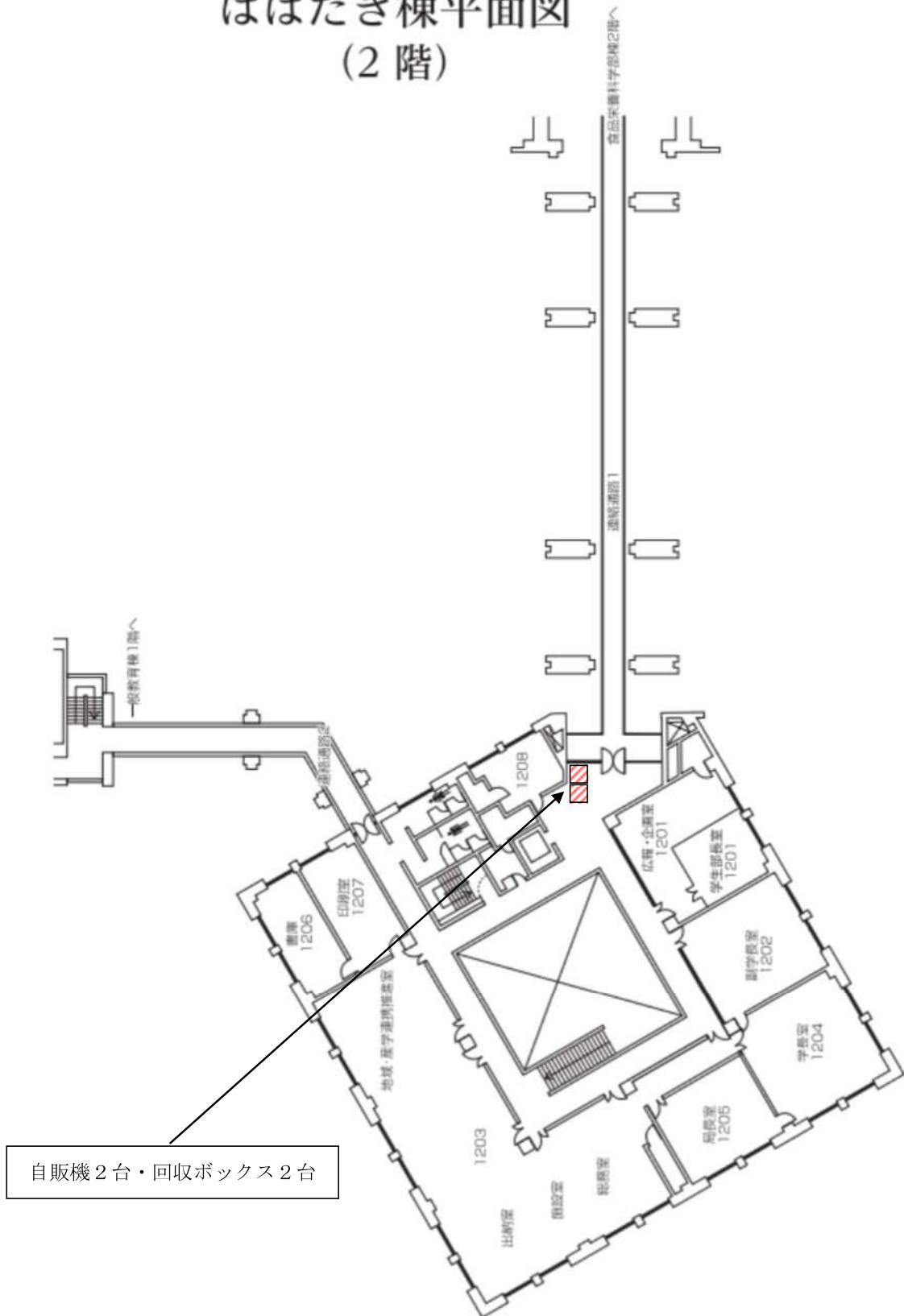


【図①：はばたき棟地下1階】



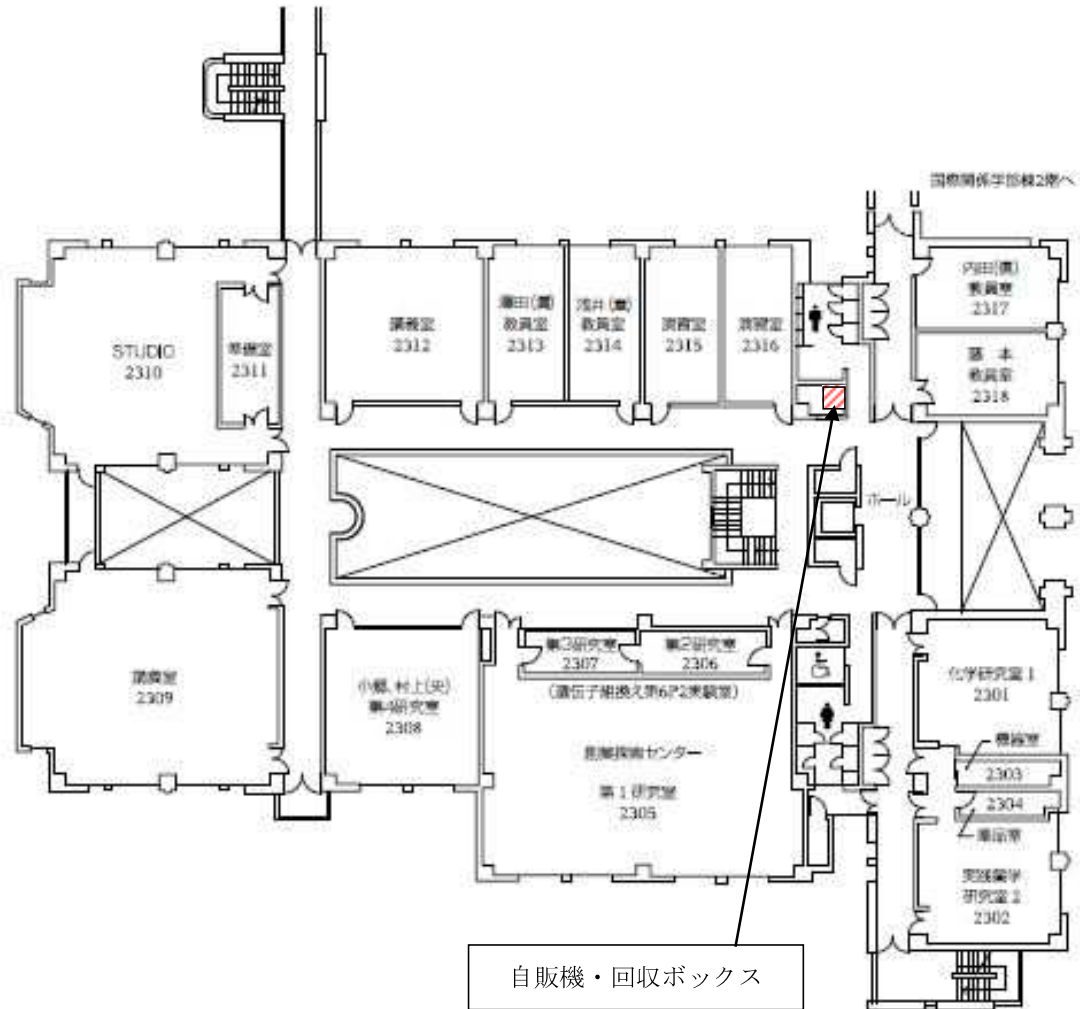
【図②・⑩：はばたき棟2階右側・左側】

はばたき棟平面図 (2階)

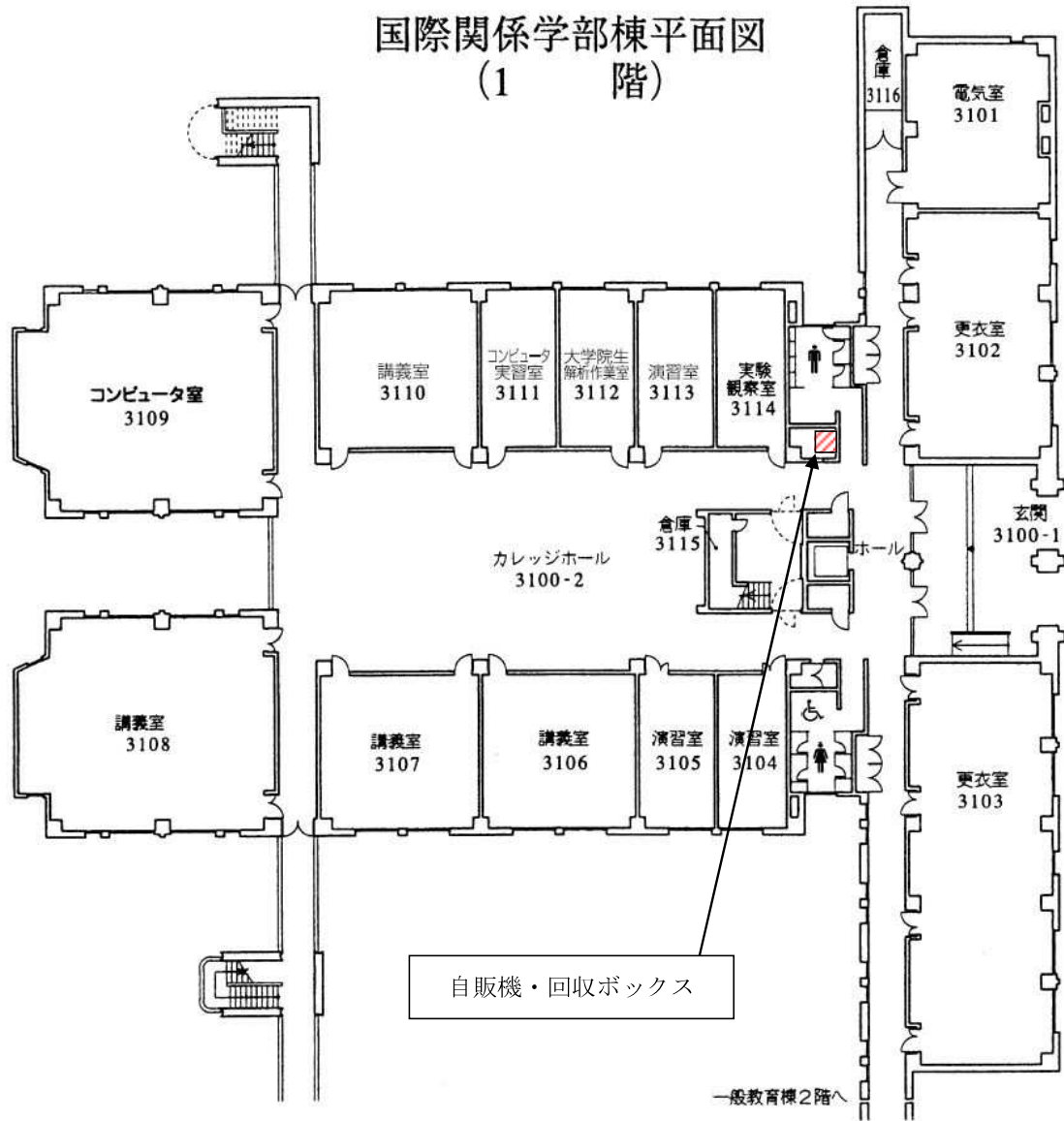


【図③：一般教育棟3階】

一般教育棟平面図 (3階)

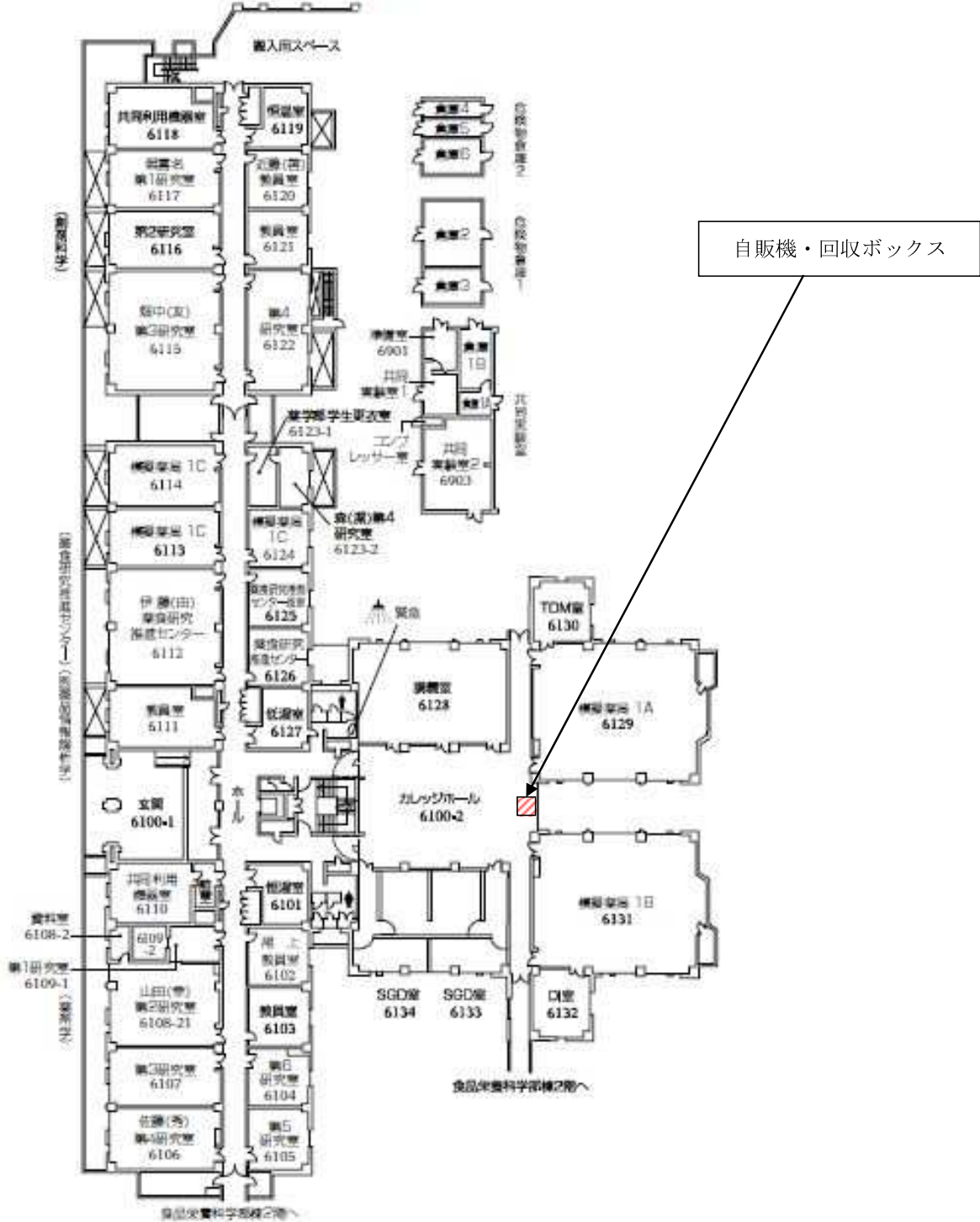


【図④】：国際関係学部棟 1階



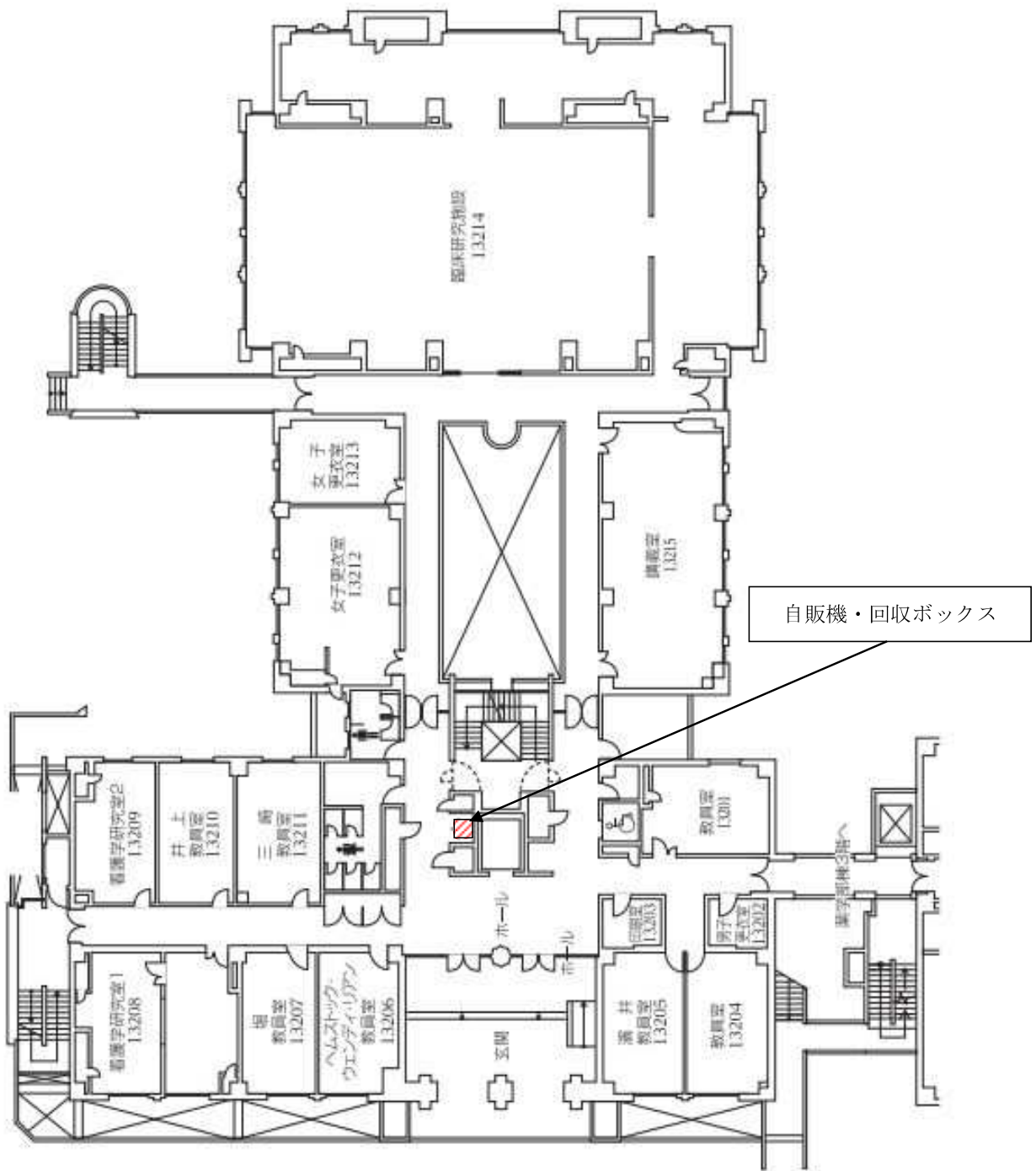
【図⑥：薬学部棟 1階】

薬学部棟平面図 (1階)



【図⑦：看護学部棟 2階】

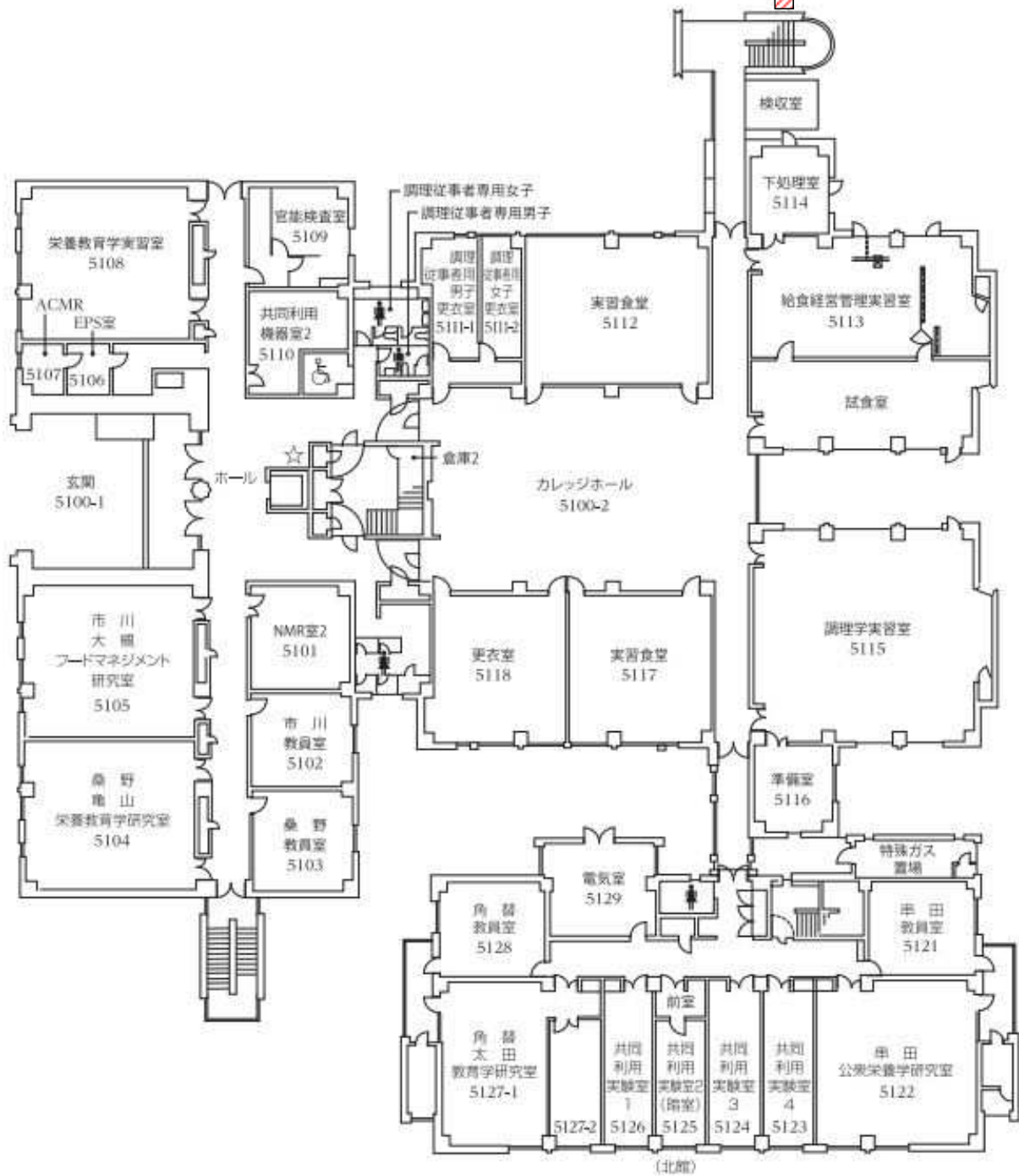
看護学部棟平面図 (2階)



【図⑧】：食品栄養科学部棟南屋外

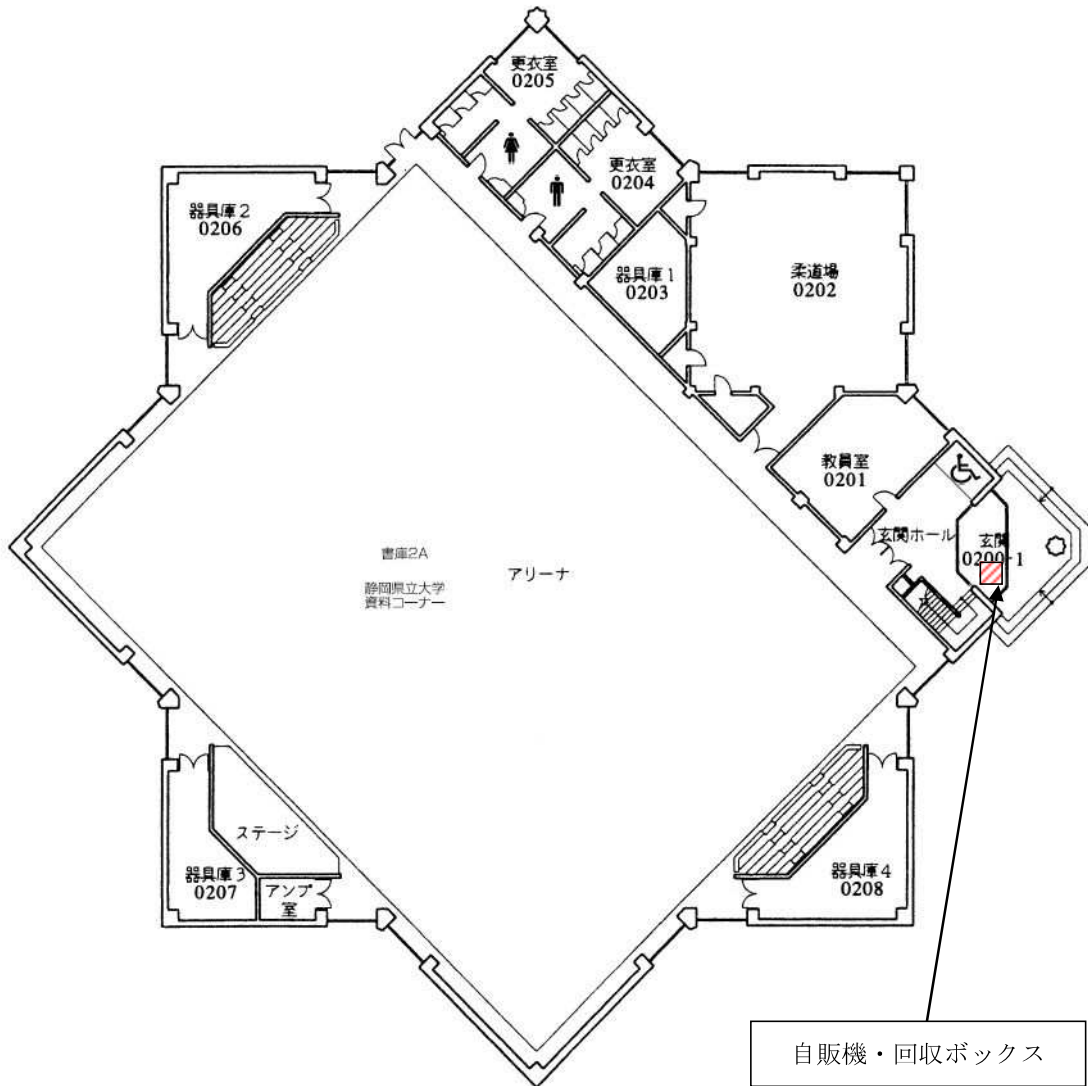
食品栄養科学部棟平面図 (1階)

自販機・回収ボックス



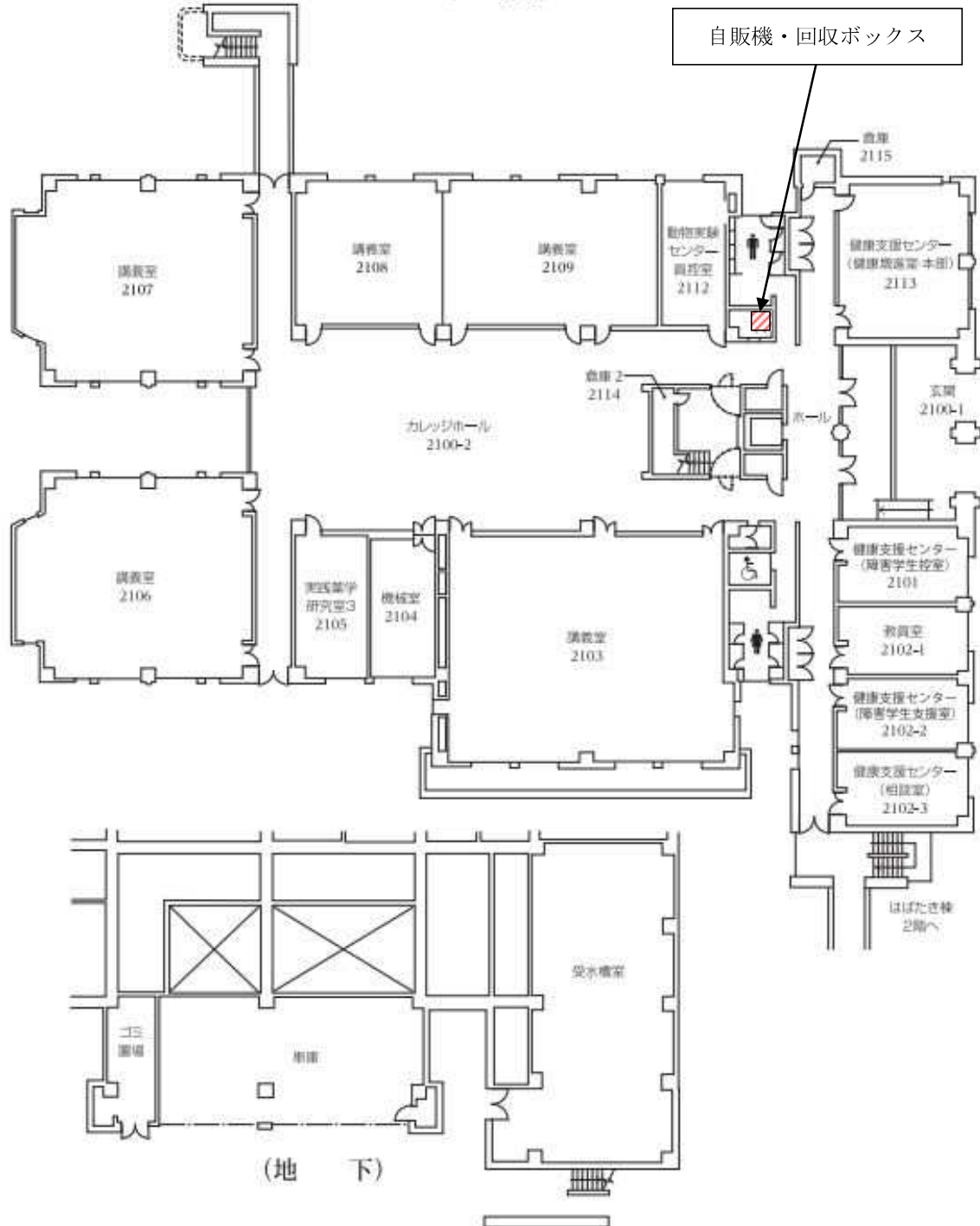
【図⑨：体育館入口】

体育館平面図
(1階)



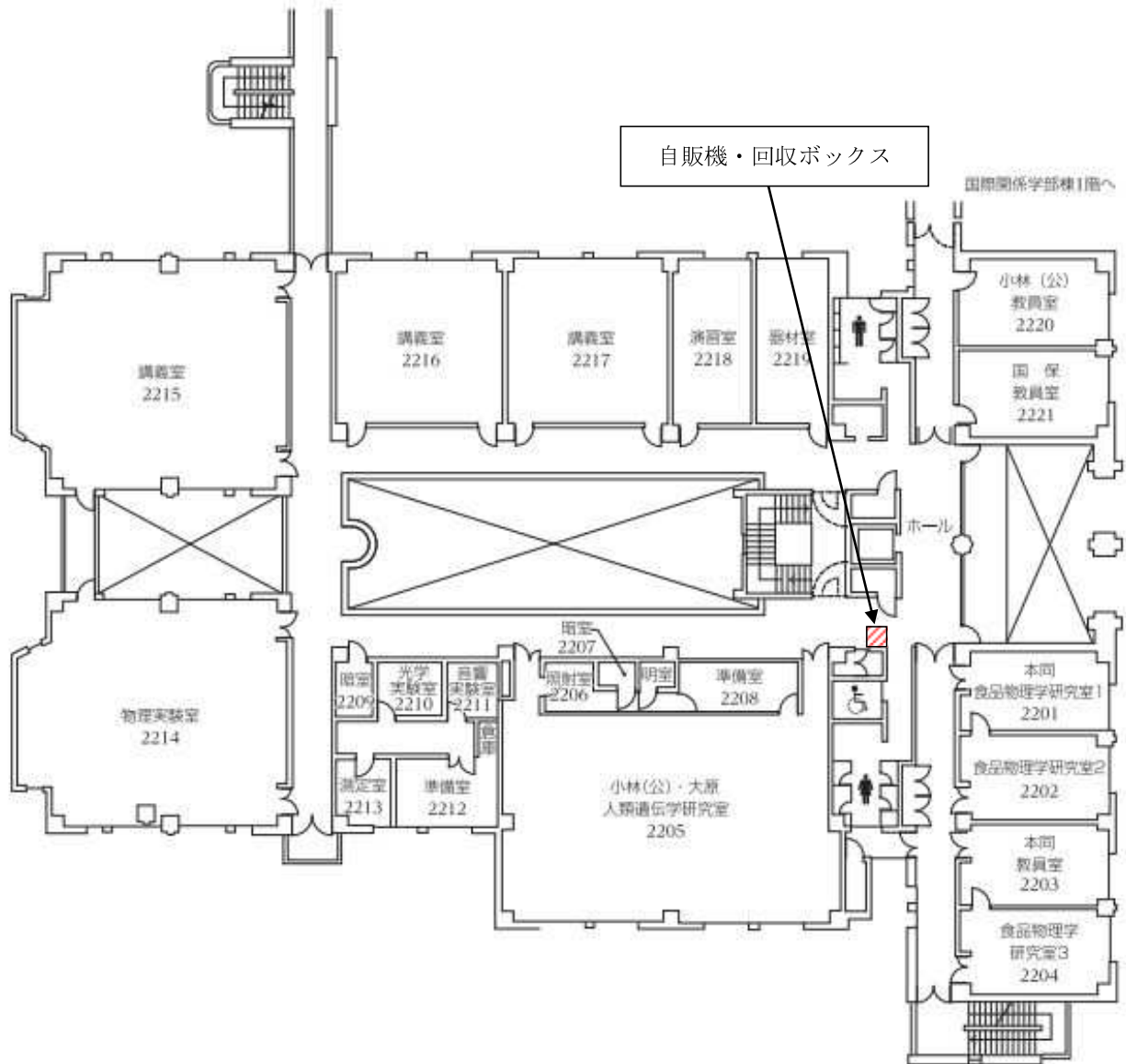
【図①】：一般教育棟 1階】

一般教育棟平面図 (1階)



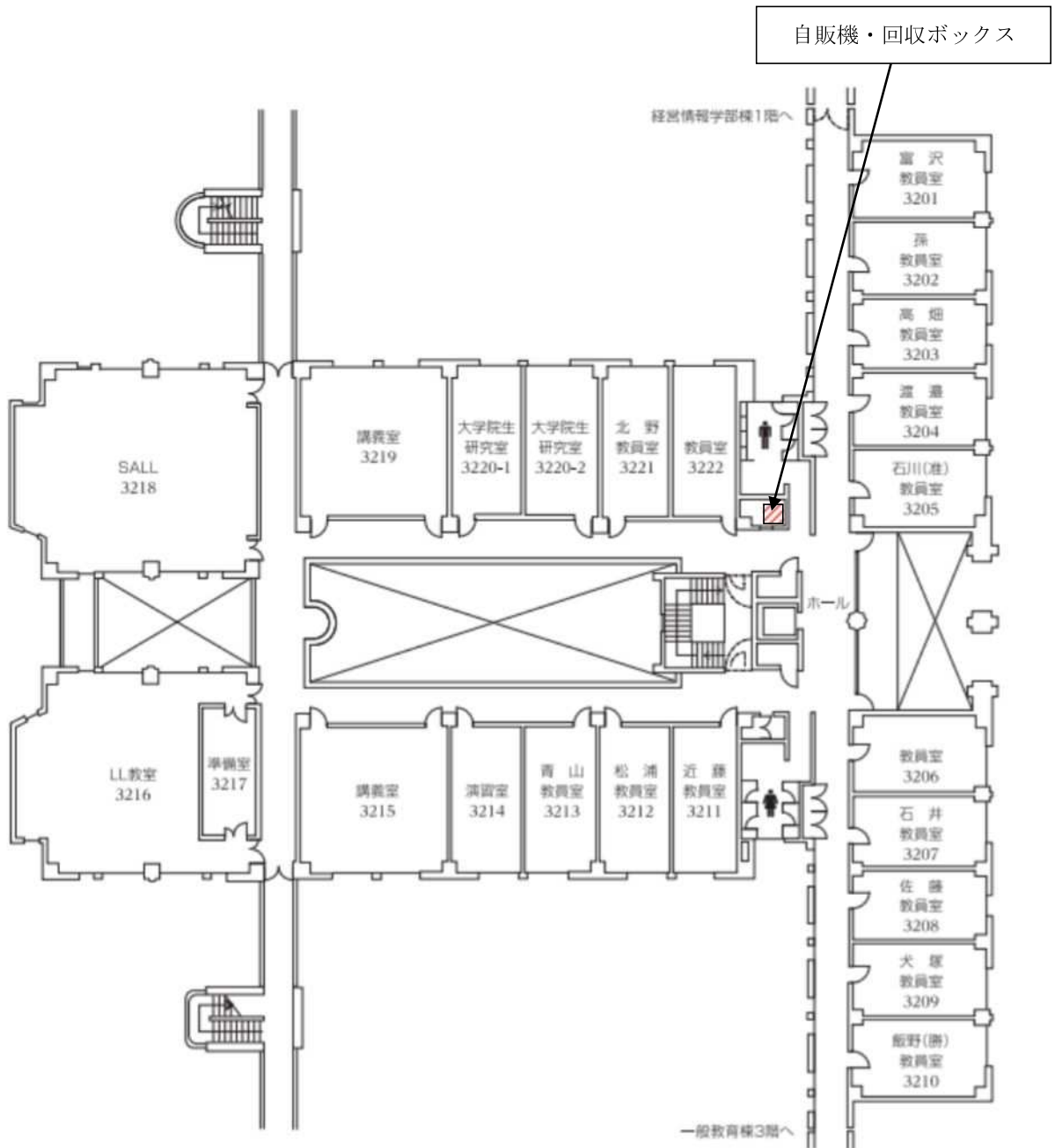
【図⑫：一般教育棟 2階】

一般教育棟平面図 (2階)



【図⑬】：国際関係学部棟 2階】

国際関係学部棟平面図 (2階)

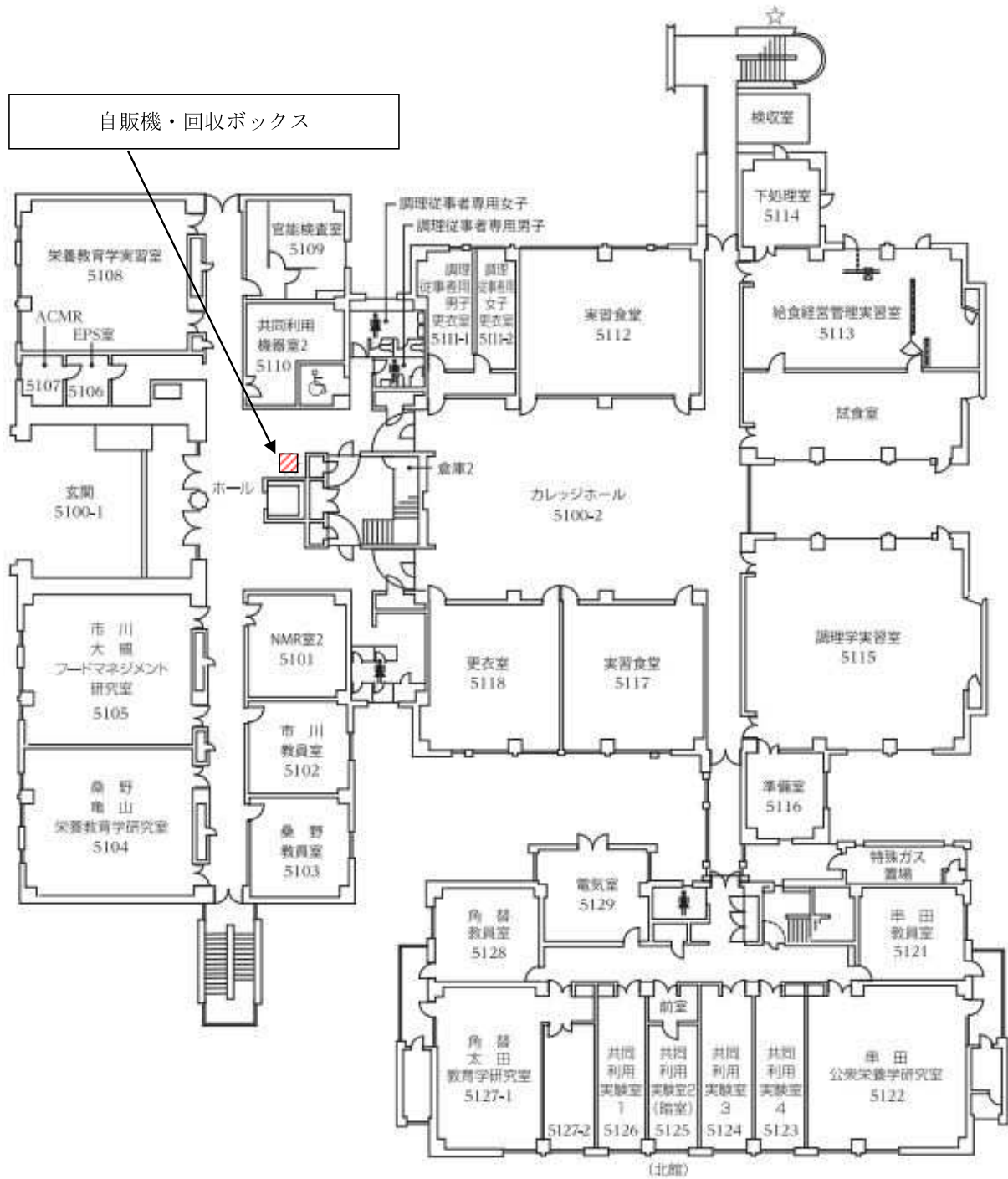


【図⑭】：経営情報学部棟 1階



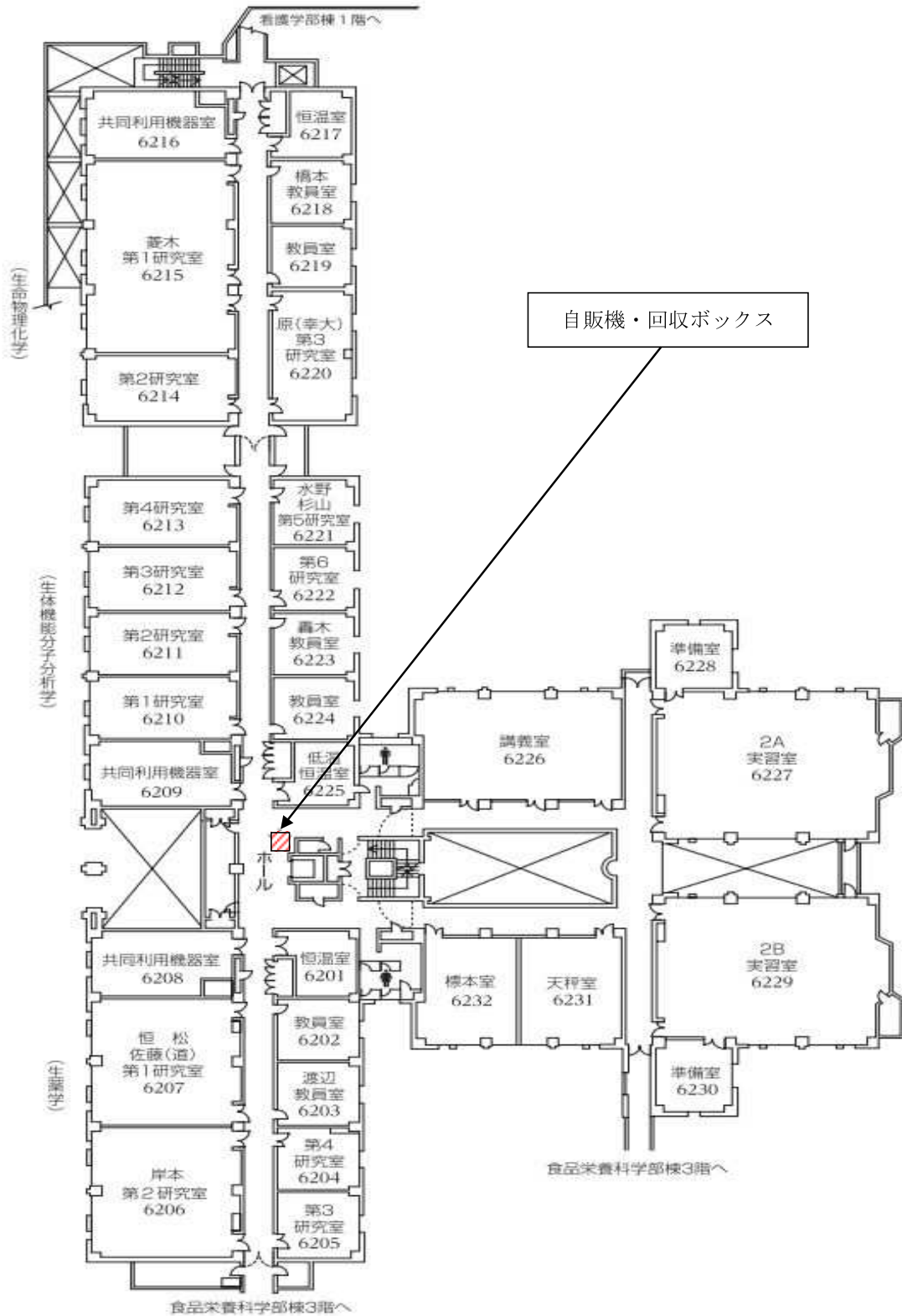
【図⑬】：食品栄養科学部棟 1階】

食品栄養科学部棟平面図 (1階)



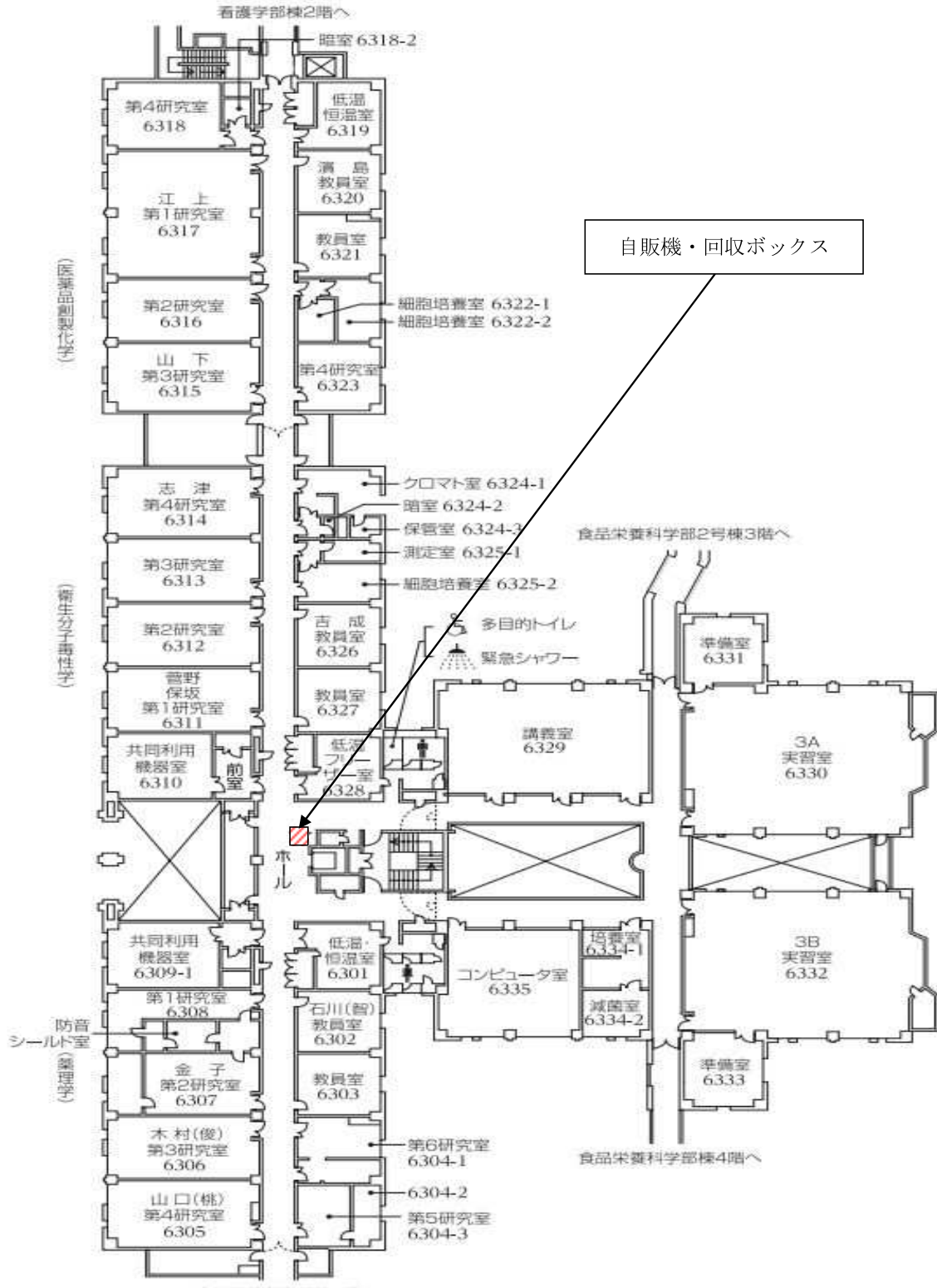
【図⑯】：薬学部棟 2階

薬学部棟平面図 (2階)



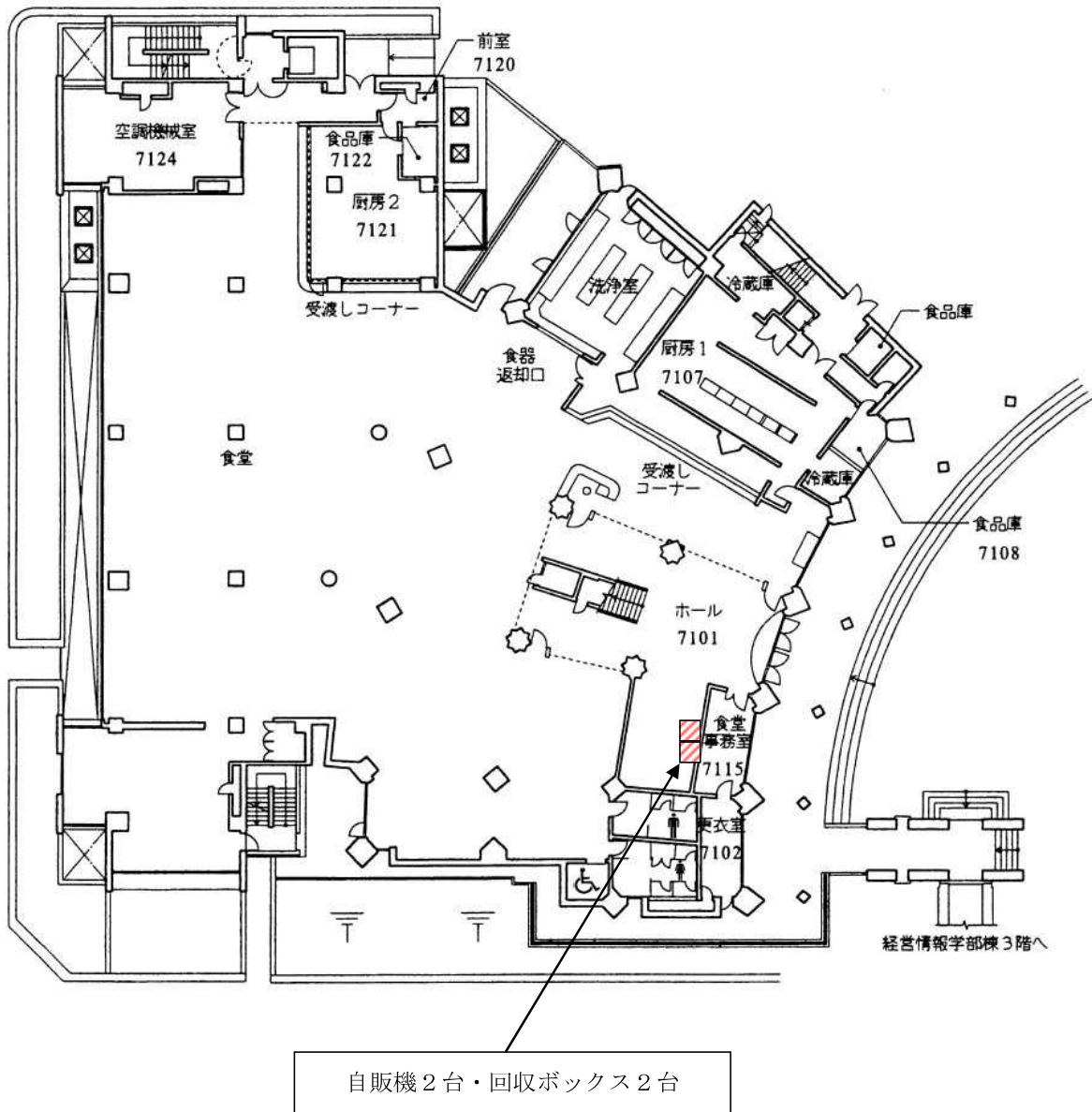
【図⑰】：薬学部棟 3階

薬学部棟平面図 (3階)



【図⑱・⑲：学生ホール1階右側・左側】

学生ホール平面図 (1階)



【図②〇：看護学部棟4階】

看護学部棟平面図 (4階)

